

令和6年5月15日

南相馬市農業委員会
5月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年5月15日(水) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	欠	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 賢一

原町区 小谷津弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹 次 長 佐藤 俊文 主 査 林 雄司

副主査 高橋 実穂 副主査 米本 一樹

農地集積課

係 長 但野 典康 主 査 江口 秀則 主 事 増田 知洋

4. 日 程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 21 号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 5 | 報告第 23 号 違反転用事案の報告について |
| 日程第 6 | 議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 53 号 農用地利用規程の変更に係る意見について |
| 日程第 9 | 議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 55 号 農地法第 4 条の規程による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 11 | 議案第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第 12 | 議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 15 | 議案第 60 号 現況確認証明申請について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 只今より、令和6年5月定例総会を開会いたします。欠席通告者は8番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号12番委員、13番委員、14番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。5月14日、福島市で開催された「前期農業委員会会長・事務局長研修会」に参加しました。
研修では、農業を取り巻く情勢と農業委員会が果たすべき役割に関する講話や、福島県農業会議の事業計画、農業委員会が行う「情報活動の推進」などについて説明があり、農業委員会の責務と取組に対する理解を深めたところです。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第21号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第8号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号専決第8号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。福島地方環境事務所より、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、農地が農業の用に供されている旨等の証明書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第9号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号専決第9号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。贈与税納税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようと

する方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第10号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第21号専決第10号についてご説明いたします。議案書は本日配布いたしました追加資料になります。贈与税納税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第22号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。なお、この報告には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、農業委員会法第31条の規程により、5番委員には、この間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号についてご説明をいたします。議案書の7ページになります。今回1件の案件がございますが、合意による解約でございますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。5番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。次に、日程第5、報告第23号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第23号についてご説明いたします。議案書の8ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、平成15年頃に車庫・物置を建築し、残りの空地部分は芝を植栽して使用しておりました。今般、妻に贈与することになり、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第51号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第51号についてご説明をいたします。議案書の9ページから10ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第51号について説明いたします。議案書の9ページから10ページとなります。利用権設定が2件となります。利用権設定につきましては、鹿島区のほ

場整備地区における農地の利用調整となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第52号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、「1. 利用権設定関係」の整理番号第49番を先に審議いたします。

それでは、農業委員会法第31条の規定により、5番委員には、この間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号49番の説明を求めます。

事務局 議案第52号、整理番号49番についてご説明をいたします。議案書の16ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の28第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第52号、整理番号49番について説明いたします。議案書の16ページになります。利用権設定が1件となります。こちらにつきましては、ほ場整備馬場西地区における利用権設定となります。なお、賃借料については営農改善組合の賃借料設定に合わせ決定しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。5番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。それでは、事務局から議案第52号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第52号、残り全てについてご説明をいたします。議案書の11ページから17ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第17条の2第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第52号の残り全てについて説明いたします。議案書の11ページから17ページになります。小高区の上浦地区ならびに原町区の高平地区における利農用地、ほ場整備馬場西地区における利用調整となります。詳細につきましては記載のとおりです。なお、賃借料については営農改善組合の賃借料設定、並びに総合合意の上決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第53号「農用地利用規程の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第53号についてご説明をいたします。議案書の18ページから37ページになります。市が農用地利用規程を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第24条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第53号について説明いたします。議案書の18ページから37ページになります。小高区上浦地区において担い手と農地の利用調整に伴う農用地利用規程の一部を改正することについて審議を求めるものです。変更の内容については26ページから32ページになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第54号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第54号についてご説明いたします。議案書の38ページから40ページになります。申請番号1番から7番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第55号についてご説明をいたします。議案書41ページ、申請番号1番

について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件としまして、報告第23号、整理番号1番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、5番委員。

5番委員 議案第55号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページになります。報告第23号整理番号1番関連になり、違反転用の追認を得るものです。去る5月7日午後4時より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

9番委員 現況地目が「宅地」で、登記地目が「畑」というところに、車庫・物置が農地に建っている状態であると見受けられるが、この29平方メートルの建物を建てる時には、建築確認が必要ではないかと思うが、どうして畑に建築が可能となったのか。建築確認が必要なのかそうでないのか教えて頂きたい。建築確認が必要であれば、登記地目が農地の場合、そこで分かるのではないか。

事務局 ただいま9番委員から質問ありました、車庫・物置を建築することに対しての建築確認等の手続きについて、詳細につきましては確認のうえ、次回定例会において回答いたします。

9番委員 一定の面積を超えるものについては建築確認が必要となりますので、この申請案件についても必要ではないのかと思います。地目が畑であれば、建築確認申請を挙げたときに、農地転用が必要となるということが出てこないのか？という部分を知りたいので、よろしく願います。

また、自己資金1,100万円と書いてありますが、これは何かを作るということなのか。詳細について教えてください。

事務局 自己資金については、当時車庫と物置、芝生を植栽するのに要した費用ということで、記載いただいた金額となります。

議 長 その他質問等ございますか。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、本件につきましては原案のとおり決することといたしますが、付帯事項として、次回までに建築確認に関わる詳細について事務局で調査の上、報告をすることといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 5 6 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 5 6 号についてご説明をいたします。議案書の 4 2 ページ、申請番号 1 番について、転用事業者の住所、氏名、土地の表示、事業計画変更の事由については記載のとおりです。この案件は、議案第 5 7 号申請番号 1 番の関連となります。一般住宅を建築する目的で令和 5 年 1 2 月 1 5 日付けの転用許可を受け、土地を造成し住宅を建築中ではありますが、当初の地権者と土地について協議したところ、隣接する狭小の畑及び山林を譲り受けることとなり、住宅敷地として使用するため、当初の事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、3 番委員。

3 番委員 議案第 5 6 号申請番号 1 番について、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 5 7 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第57号についてご説明いたします。議案書の43ページから44ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、議案第56号の関連であります。そのほか、申請番号2番、および3番につきましては都市計画の用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第57号申請番号1番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。この案件は議案第56号の関連案件であります。去る5月2日午後5時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号2番及び3番について、6番委員。

6番委員 議案第57号申請番号2番並びに3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページになります。去る5月9日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準等問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 次に、申請番号4番および5番について、1番委員。

1番委員 議案第57号申請番号4番及び5番について報告いたします。現地案内図は4ページになります。申請番号4番から報告いたします。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。続きまして申請番号5番について報告いたします。申請内容は記載のとおりです。去る5月11日午後2時15分頃より、譲受人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第58号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第58号についてご説明いたします。議案書の45ページから46ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番から4番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第58号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る5月7日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、14番委員。

14番委員 議案第58号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地調査は5月7日午後2時より、代理人行政書士立ち会いのもと、立地基準、一般基準について、書類の内容それから現地を確認しました結果、特段の問題ないものと判断しました。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、11番委員。

11番委員 議案第58号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページとなります。申請内容は記載のとおりです。去る5月7日午後1時頃

より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号4番について、9番委員。

9番委員 議案第58号申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページとなります。去る5月2日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号5番について、17番委員。

17番委員 議案第58号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページとなります。去る5月2日午後4時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、問題ありませんでした。皆様のご審議方よろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次、申請番号6番についてですが、8番委員欠席のため、事務局から報告願います。

事務局 それでは8番委員に代わりまして、議案第58号申請番号6番の現地調査報告をさせていただきます。現地案内図は10ページとなります。去る5月7日午前11時頃より、譲受人及び代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。立会人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。なお、補足ですが当該申請地を取り囲む農地は真野地区の農山村地域復興基盤総合整備事業により、再生可能エネルギー用地となる計画であり、転用後の周辺農地への影響は無いものと判断されます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第59号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第59号についてご説明いたします。議案書の47ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。隣接する特別養護老人ホームの工事に係る現場事務所として使用するための一時転用申請であり、転用期間は許可日から令和7年8月31日までとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、17番委員。

17番委員 議案第59号申請番号1番についての調査報告をいたします。現地案内図は11ページとなります。去る5月3日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。一時転用の目的と期間は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第60号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第60号についてご説明をいたします。議案書は48ページから49ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。申請番号1番の1筆と申請番号2番を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判断いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きます、申請番号1番から4番までについて、現地調査委員を代表しまして、13番委員から報告をお願いします。

13番委員 議案第60号について報告いたします。去る5月7日午後1時30分頃より、農業委員3名、事務局職員1名の合計4名で現地調査を行いました。

申請番号1番について報告いたします。現地案内図は12ページになります。申請された22筆のうち、1筆は現在もビニールハウスで野菜を栽培していることから、農地と判断しました。その他の21筆の土地につきましては、耕作者が存在せず、継続して農地として利用することが出来ないと判断したことから、非農地と判断しました。

次に申請番号2番について報告いたします。現地案内図は13ページになります。現時点で、土地に雑草が生い茂っていましたが、定期的に草刈り等をおこなっており、農地に復元できる状態にあることから農地と判断しました。

次に申請番号3番について報告いたします。現地案内図は14ページになります。申請された土地は隣接する道路よりも低い位置にありまして、雨が降った後は排水がなされず水が溜まる状況にあること。農機具の搬入も極めて困難な状況にあることから、非農地と判断しました。

最後に申請番号4番について報告いたします。現地案内図15ページになります。申請された土地は全て山林化されていることから、非農地と判断しました。以上報告いたします。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件及び議案10件、合わせて13件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の5月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後2時20分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和6年6月17日

議事録署名人(12番・イマムラ ヒデミ)

議事録署名人(13番・ワカスギ ユウジ)

議事録署名人(14番・ウメムラ マサトシ)
